

## 千代田区大手町二丁目に所在する国有財産の管理処分について(概要)

### ○財産の概要・経緯

本財産は、従前、独立行政法人国立印刷局が所有し、平成 20 年 10 月に関係地権者等（印刷局、日本郵政株式会社、日本電信電話株式会社等）の間で再開発に基本合意した後、平成 22 年 12 月に国庫納付され、国はその地位を承継。

現在、同基本合意に基づき、平成 30 年度の竣工に向けて再開発ビルの建設工事が進行中であり、国はそのうち一棟の事務所部分等を権利床として取得。

### ○本財産の管理処分について

- ・ 本財産は、民間セクターによる業務機能の高度な集積が進んでいる大手町地区に所在しており、国が庁舎等として利用する計画はなく、その他公用・公共用の利用を図ることも想定されていないことから、民間セクターに対して処分を行うことが望ましい。
- ・ 本財産は国民共有の貴重な財産であることに鑑み、売却にあたっては、できる限り多くの売却収入を確保するよう努める必要がある。したがって、信託銀行等に信託し、原則としてリーシング（テナントの誘致・貸付け）を了した状態で、多くの投資家が応札可能な金額規模に適切に分割して、必要に応じて段階的に売却を進めることが適当。
- ・ 以上を踏まえ、本財産の処理スキームは、以下のとおりとすることが適当。
  - ① 本財産を信託銀行等に信託（国有財産法第 28 条の 2）
  - ② 信託銀行等は、リーシングを実施
  - ③ 信託銀行等において、リーシングの状況や不動産市況の需要動向等を見極めつつ、国と協議のうえ、本財産を適切な規模に分割し売却
  - ④ 国は、売却収入及び売却までの賃貸収入から信託事務処理に必要な費用を控除した金額を信託配当として受領